

三春ダム周辺でドローンを利用される方へのお願い

三春ダム周辺でドローン・UAVの飛行を行う場合は、以下の事項を守って頂くようお願いいたします。

不明な点があれば、三春ダム管理所（管理係長）までお問い合わせください。

【ダム周辺でドローン・UAVを飛行される場合の注意事項】

- (1) 航空法等の関係法令を遵守願います。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないよう、ご注意ください。
- (3) 人（第三者）又は物件（建物、ダム堤体、ダム管理施設）に**30m以上近づかないよう**願います。
- (4) 飛行時間は日中（日出から日没まで）とし、目視（直接肉眼による）範囲内で、無人航空機とその周辺を常時監視して飛行させてください。
- (5) ダムの天端から離陸した場合、下流部の地表面等よりすでに約65m高くなっております。**150m以上の高度とならないよう**ご注意下さい。
 - ※ダム堤体高　　：約65m
 - ※三春ダム管理所：約15m
 - ※春田大橋　　：路面から約50m
- (6) 管理用の電気通信ケーブル等の架線や観測設備等があるので、ご注意下さい。
- (7) 無人航空機から物を投下しないでください。
- (8) 道路からドローンを飛ばしたり、着陸させる場合は、道路管理者に相談ください。
- (9) 三春ダムには**多数の利用者がいらっしやり、不定期にダム見学等のイベント**も行っていきます。そのような時の上空での飛行は避けてください。
- (10) 飛行エリアが『緊急用務空域』に指定された場合、ドローンを飛行させることはできません。**ドローンを飛行させる方には、飛行開始前に、飛行させる空域が『緊急用務空域』に該当するか否かの確認義務が課されており、これを破ると航空法違反の対象となります**ので、ご注意ください。緊急用務空域に指定されてるかどうかは、下記 航空局ホームページ・Twitter にて確認できます。

○航空局HP

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

○Twitter

@mlit_mujinki

https://twitter.com/mlit_mujinki

【#飛行前確認】

～ 裏面に続く ～

【事故の場合、その他注意事項】

- (1 1) 本件において生じた事故等において三春ダム管理所は一切の責任を負いません。
- (1 2) 万一、墜落・接触等によりダム施設を損傷させた場合は、原形復旧費を請求させていただきます場合があります。
※特殊な施設設備のため高額な費用となる場合があります。
- (1 3) 事故機の回収等の便宜供与は行いません。
- (1 4) 撮影した画像、映像に第三者や車両等が写り込んでいた場合、同意を得ずにインターネット上に公開すると、肖像権、プライバシーの侵害行為として民事訴訟の対象となる場合があります。